

議案第 109 号

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例

つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) こども・保健部

第 2 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 6 号に次のように加える。

エ 介護保険に関すること。

第 3 条第 7 号を次のように改める。

(7) こども・保健部

ア 児童福祉に関すること。

イ 幼児の入学、転学及び退学に関すること。

ウ 国民健康保険に関すること。

工 後期高齢者医療に関すること。

才 医療福祉に関すること。

力 国民年金に関すること。

キ 保健衛生に関すること。

第3条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(つくば市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

2 つくば市予防接種健康被害調査委員会条例(平成元年つくば市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条中「保健部」を「こども・保健部」に改める。

(つくば市子ども・子育て会議条例の一部改正)

3 つくば市子ども・子育て会議条例(平成25年つくば市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条中「こども部」を「こども・保健部」に改める。

(つくば市産後ケア事業重大事故検証委員会条例の一部改正)

4 つくば市産後ケア事業重大事故検証委員会条例(令和8年つくば市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中「こども部」を「こども・保健部」に改める。

(提案理由)

行政組織を改編し、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条（略） (部局の設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき、市長公室及び次に掲げる部を置く。 (1) (5) (略) <u>(6) こども・保健部</u> <u>(7) (10)</u> (略) (分掌事務) 第3条 市長公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) (5) (略) (6) 福祉部 ア ウ (略) <u>エ 介護保険に関すること。</u> <u>(7) こども・保健部</u> ア <u>児童福祉に関すること。</u> イ <u>幼児の入学、転学及び退学に関すること。</u> ウ <u>国民健康保険に関すること。</u> エ <u>後期高齢者医療に関すること。</u> オ <u>医療福祉に関すること。</u>	第1条（略） (部局の設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき、市長公室及び次に掲げる部を置く。 (1) (5) (略) <u>(6) 保健部</u> <u>(7) こども部</u> <u>(8) (11)</u> (略) (分掌事務) 第3条 市長公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) (5) (略) (6) 福祉部 ア ウ (略) <u>(7) 保健部</u> ア <u>国民健康保険に関すること。</u> イ <u>後期高齢者医療に関すること。</u> ウ <u>医療福祉に関すること。</u> エ <u>国民年金に関すること。</u> オ <u>介護保険に関すること。</u>

カ 国民年金に関すること。

主 保健衛生に関すること。

(8) (11) (略)

第4条 (以下略)

カ 保健衛生に関すること。

(8) こども部

ア 児童福祉に関すること。

イ 幼児の入学、転学及び退学に関すること。

(9) (12) (略)

第4条 (以下略)

つくば市予防接種健康被害調査委員会条例（平成元年つくば市条例第21号）新旧対照表

（附則第2項関係）

改正後	改正前
第1条 第7条（略） (庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>こども・保健部</u> において処理する。	第1条 第7条（略） (庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>保健部</u> において処理する。
附則（略）	附則（略）

つくば市子ども・子育て会議条例（平成25年つくば市条例第36号）新旧対照表

（附則第3項関係）

改正後	改正前
第1条 第7条（略） (庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>こども・保健部</u> において処理する。	第1条 第7条（略） (庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>こども部</u> において処理する。
附則（略）	附則（略）

つくば市産後ケア事業重大事故検証委員会条例（令和8年つくば市条例第1号）新旧対照表

（附則第4項関係）

改正後	改正前
第1条 第10条（略） (庶務)	第1条 第10条（略） (庶務)
第11条 委員会の庶務は、 <u>こども・保健部</u> において処理する。	第11条 委員会の庶務は、 <u>こども部</u> において処理する。
附則（略）	附則（略）

議案第 109 号

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市総務部総務課

制定・改廃の経緯及び内容

令和 8 年度行政組織の改編に当たり、部及び分掌事務に変更が生じたため、条例の一部を改正するもの

改正内容

- ・介護保険に関する分掌事務を「保健部」から「福祉部」に移管する。
- ・「こども部」と「保健部」を統合し、「こども・保健部」を新設する。

他自治体の状況等

・石岡市では同様に、介護保険を含めた高齢者政策を同じ部で行っている。また、こども政策と保健政策も同じ部で行っている。

上位計画又は関連計画等

特になし。

根拠法令及び関係法令等

地方自治法第 158 条第 1 項

条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

- ・高齢者人口の増加に迅速かつ適切に対応するための体制を構築することで、高齢福祉施策を一元的かつ総合的に推進し、及び連携強化、情報共有の強化をすることで、高齢福祉に関する施策の更なる充実を図る。
- ・緊密に結びついたこども政策と保健政策をより一体的に進める体制を構築することで、情報共有の強化と継続的な関係構築が可能となり、より丁寧できめ細かい支援につなげられる。